

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公表番号】特表2013-509433(P2013-509433A)

【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-013

【出願番号】特願2012-537128(P2012-537128)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/675	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/20	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	31/16	(2006.01)
A 6 1 P	31/22	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/706	(2006.01)
A 6 1 K	31/436	(2006.01)
A 6 1 K	31/343	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/56	(2006.01)
A 6 1 K	31/52	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2006.01)
A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 K	31/519	(2006.01)
A 6 1 K	38/21	(2006.01)
A 6 1 K	31/42	(2006.01)
A 6 1 K	31/522	(2006.01)
A 6 1 K	31/662	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/675
A 6 1 P	31/12
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	13/10
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	31/20
A 6 1 P	31/18
A 6 1 P	31/16
A 6 1 P	31/22
A 6 1 P	31/14
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	39/395
A 6 1 K	31/706
A 6 1 K	31/436
A 6 1 K	31/343

N

A 6 1 K 37/02
A 6 1 K 31/56
A 6 1 K 31/52
A 6 1 K 33/24
A 6 1 K 31/17
A 6 1 K 31/519
A 6 1 K 37/66
A 6 1 K 31/42
A 6 1 K 31/522
A 6 1 K 31/662

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

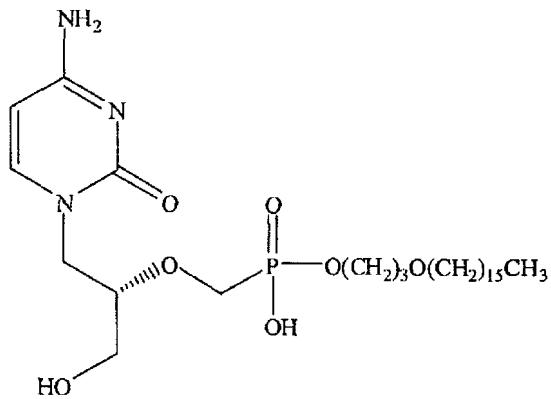
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化合物が、

【化1】



又はその医薬的に許容される塩であり、化合物又はその医薬的に許容される塩が、約1～4 mg / kg の用量による経口投与に適切である、ウイルス感染症又はウイルス感染関連の疾患若しくは障害の患者におけるウイルス負荷及び／若しくはウイルス複製を低減させるための薬剤の製造における化合物の使用。

【請求項2】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、週2回、2 mg / kg を3週間、続いて週2回、3 mg / kg の用量による経口投与に適切である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、2 mg / kg の第一の用量、1 mg / kg の第二の用量、続いて週2回、2 mg / kg の追加的な用量による経口投与に適切である、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、3 mg / kg の第一の用量、続いて週2回、2.5 mg / kg による経口投与に適切である、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、週2回、2 mg / kg 、続いて週2回、4 m

g / kg の用量による経口投与に適切である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 6】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、週 2 回、 $2 mg / kg$ の用量による経口投与に適切である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 7】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、週 2 回、 $4 mg / kg$ の用量による経口投与に適切である、請求項 1 に記載の使用。

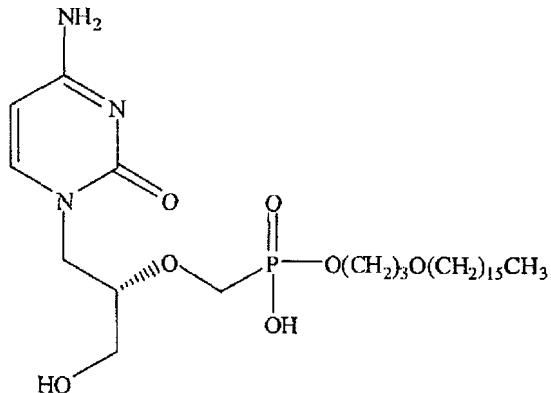
【請求項 8】

ウイルス感染症又はウイルス関連の疾患若しくは障害が、アデノウイルス、サイトメガロウイルス (CMV)、JCウイルス、BKウイルス、SV40、MCV、KIV、WUV、エプスタイン・バーウイルス (EBV)、ワクシニア、単純ヘルペスウイルス 1、単純ヘルペスウイルス 2、ヒトヘルペスウイルス 6 (HHV-6)、ヒトヘルペスウイルス 8 (HHV-8)、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、大痘瘡、小痘瘡、天然痘、牛痘、ラクダ痘、サル痘、エボラウイルス、パピローマウイルス、ヒト免疫不全ウイルス (HIV)、インフルエンザ及びそれらの任意の組み合わせからなる群から選択される 1 又は複数のウイルスに関連する、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 9】

化合物が、

【化 2】



又はその医薬的に許容される塩であり、化合物又はその医薬的に許容される塩が、約 100 mg ~ 200 mg の用量による経口投与に適切である、ウイルス感染症又はウイルス感染関連の疾患若しくは障害の患者におけるウイルス負荷及び／若しくはウイルス複製を低減させるためのさせるための薬剤の製造における化合物の使用。

【請求項 10】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、週 1 回、 $100 mg$ 、週 2 回、 $100 mg$ 、週 1 回、 $200 mg$ 又は週 2 回、 $200 mg$ の用量による経口投与に適切である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、 $200 mg$ の第一の用量、続いて週 1 回、 $100 mg$ による経口投与に適切である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 12】

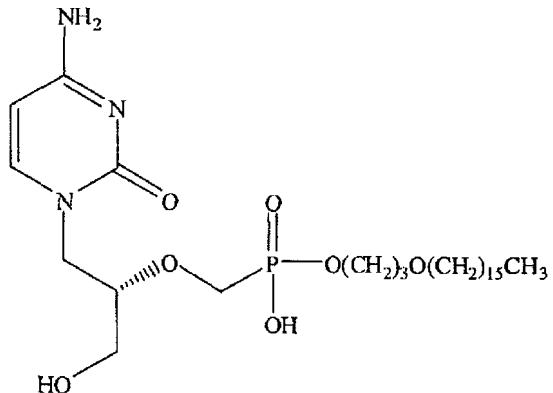
ウイルス感染症又はウイルス関連の疾患若しくは障害が、アデノウイルス、サイトメガロウイルス (CMV)、JCウイルス、BKウイルス、SV40、MCV、KIV、WUV、エプスタイン・バーウイルス (EBV)、ワクシニア、単純ヘルペスウイルス 1、単純ヘルペスウイルス 2、ヒトヘルペスウイルス 6 (HHV-6)、ヒトヘルペスウイルス 8 (HHV-8)、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、大痘瘡、小痘瘡、天然痘、牛痘、ラクダ痘、サル痘、エボラウイルス、パピローマウイルス、ヒト免疫不全ウイルス (HIV)、インフルエンザ及びそれらの任意の組み合わせからな

る群から選択される 1 又は複数のウイルスに関連する、請求項9に記載の使用。

【請求項 1 3】

化合物が、

【化 3】



又はその医薬的に許容される塩であり、化合物又はその医薬的に許容される塩が、ホスカルネット、アシクロビル、バラシクロビル及びそれらの任意の組み合わせからなる群から選択される 1 又は複数の抗ウイルス剤と組み合わせた、錠剤又はカプセルの形態での、約 100 mg ~ 200 mg の用量による経口投与に適切である、ウイルス感染症又はウイルス感染関連の疾患若しくは障害を処置する又は寛解させるための薬剤の製造における化合物の使用。

【請求項 1 4】

ウイルス感染症又はウイルス関連の疾患若しくは障害が、アデノウイルス、ヘルペスウイルス、サイトメガロウイルス及びそれらの任意の組み合わせからなる群から選択されるウイルスに関連する、請求項1 3に記載の使用。

【請求項 1 5】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、幹細胞移植した対象への経口投与に適切である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 1 6】

化合物又はその医薬的に許容される塩が、幹細胞移植した対象への経口投与に適切である、請求項9に記載の使用。

【請求項 1 7】

前記ウイルス感染関連の疾患が、EBV 関連頭蓋内移植後リンパ球増殖性障害（PTLD）；アデノウイルス、BK ウィルス若しくは JC ウィルスに関連する腎症；出血性膀胱炎；及び JC ウィルスに関連する進行性多巣性白質脳症（PML）からなる群より選択される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 1 8】

前記ウイルス感染関連の疾患が、EBV 関連頭蓋内移植後リンパ球増殖性障害（PTLD）；アデノウイルス、BK ウィルス若しくは JC ウィルスに関連する腎症；出血性膀胱炎；及び JC ウィルスに関連する進行性多巣性白質脳症（PML）からなる群より選択される、請求項9に記載の使用。